

被災した中小企業向けの融資制度は

東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障を来している県内中小企業者の本格的な復旧・復興活動を支援するため、「みやぎ中小企業復興特別資金」を創設しています。

1 融資対象者

今回の震災により被害を受けた県内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 直接被害：施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること
→市町村長が発行する罹災証明書等（東日本大震災の被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）の交付を受けた方
- (2) 間接被害：震災発生後の最近3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少していること
→市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた者

2 融資条件

- (1) 融資限度額 8,000万円（運転資金・設備資金）
- (2) 融資利率 固定 年1.5%
- (3) 償還期間 15年以内（うち据置3年以内）
- (4) 償還方法 原則として月賦均等返済
- (5) 保証人・担保 保証人：原則として法人代表者以外不要
担保：必要に応じて徴求
- (6) 信用保証 信用保証協会の保証付き
保証料 年0.5%

3 取扱期間

平成23年6月27日から平成24年3月31日（融資実行分）まで

4 取扱金融機関

県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫

<http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/>

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 商工経営支援課 商工金融第一班 syokeisikin1@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2744

被災中小企業者対策資金利子補給事業

東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで、負担を軽減し、早期の復旧・復興を支援します。

○対象となる中小企業者

次の資金を利用し、罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者

- ・ 災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）
- ・ みやぎ中小企業復興特別資金

○利子補給の概要

- 対象融資限度額（1企業 3,000万円以内）
- 利子補給率
 - ・ 災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）
融資利率 年1.0%に相当する額
 - ・ みやぎ中小企業復興特別資金
融資利率 年1.5%に相当する額
- 補給期間：3年間
- 補給回数：年2回

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 商工経営支援課 商工金融第一班 syokeisikin1@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2744

東日本大震災復興特別貸付

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者を対象とした政府系金融機関の新たな融資制度です。

○日本政策金融公庫仙台支店 国民生活事業 022-222-5173
 中小企業事業 022-223-8141
 日本政策金融公庫石巻支店 国民生活事業 0225-94-1201
 商工組合中央金庫仙台支店 022-225-7411

	東日本大震災復興特別貸付	左の別枠
融資対象者	①直接被害者：地震・津波等により直接被害を受けた方 ②間接被害者：上記①の事業者と一定以上の取引のある中小企業者 ③その他、震災の影響により、業況が悪化している方。	①直接被害者及び②間接被害者の利用が可能
資金使途	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金
貸付限度額	国民生活事業：4千8百万円 中小企業事業：7億2千万円 商工中金：7億2千万円	国民生活事業：6千万円 中小企業事業：3億円 商工中金：3億円
貸付期間 (据置期間)	設備資金：15年以内(3年以内) 運転資金：8年以内(3年以内)	①直接被害者 設備資金：20年以内(5年以内) 運転資金：15年以内(5年以内) ②間接被害者 設備資金：15年以内(3年以内) 運転資金：15年以内(3年以内)
利率	基準利率から最大-0.5% (ただし、i) 最近の売上等が減少するなど、業績が特に悪化している方は「基準利率-0.3%」、ii) 雇用の維持や拡大を図る方は「基準利率-0.2%」、iii) i)・ii) いずれの要件にも該当する方は「基準利率-0.5%」になります。)	①直接被害者：基準利率から-1.4% (貸付後3年間、1億円を上限(国民事業は3千万円)ただし、貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は-0.5%を適用) ②間接被害者：基準利率から-0.9% さらに、i) 最近の売上等が減少するなど、業績が特に悪化している方は「基準利率-0.3%」、ii) 雇用の維持や拡大を図る方は「基準利率-0.2%」、iii) i)・ii) いずれの要件にも該当する方は「基準利率-0.5%」を適用(合計で最大-1.4%) (貸付後3年間、3千万円を上限。ただし、貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は最大-0.5%を適用)

※事業所が全壊・流失した直接被害者に対しては、利子補給制度も創設されています。

マル経融資制度

マル経融資制度(小規模事業者経営改善資金融資制度)は、商工会・商工会議所で経営指導(原則6ヶ月以上)を受けた小規模事業者の方が無担保・無保証人で日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

資金の使い道	運転資金	設備資金
融資額 (東日本大震災被災者向け)	1,500万円以内 (1,500万円+別枠1,000万円)	
返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
利率 (東日本大震災被災者向け)	※特利F (当初3年間: 別枠1,000万円部分 特利F-0.9%) (4年目以降: 特利F)	

※平成23年8月10日現在、年利1.85% 最新の金利及び制度の詳細については最寄りの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

東日本大震災復興緊急保証

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者を対象とした信用保証協会の新たな保証制度です。

対象者	保証限度額	保証料率	保証割合
- 震災の影響により業況が悪化している方 →売上高等の減少について市町村の認定が必要 (震災後の3ヶ月につき前年同期比▲10%) ※地震、津波等により直接被害を受けた方は、市町村のり災証明の提出のみで可	無担保 8,000万円 最大で 2億8,000万円	0.8% 以下	借入額の全額

災害関係保証

金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。

対象者	保証限度額	保証料率	保証割合
・地震、津波等により、直接被害を受けた方 →市町村のり災証明が必要 (写し可)	無担保 8,000万円 最大で 2億8,000万円	概ね 0.7% ～ 1.0%	借入額の全額

セーフティネット保証(5号)

震災被害に限らず、業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。

対象者	保証限度額	保証料率	保証割合
指定業種(※1)に属し、売上高の減少等(※2)について市町村の認定を受けた中小企業者 ※1 平成24年3月31日までは原則全業種が対象 (農林水産業、金融業等は対象外) ※2 基準(以下①～③)のいずれかを満たす方 ①売上高等につき最近3ヶ月の前年同期比が5%以上減少 ②原価の20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているが製品等価格に転嫁不可 ③円高の影響によって売上高等につき、原則最近1ヶ月間の前年同月比10%以上減少、かつその後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の前年同期比10%以上減少見込み	無担保 8,000万円 最大で 2億8,000万円	概ね 0.7% ～ 1.0%	借入額の全額

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県信用保証協会

〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所5・6階 TEL 022-225-6491
 仙台北店 仙台市青葉区本町二丁目16-12 022-225-6421
 仙台東支店 仙台市若林区卸町二丁目9-5 022-783-9021
 白石支店 白石市中町11 0224-25-2135
 大崎支店 大崎市古川東町5-46 0229-22-0722
 石巻支店 石巻市穀町16-1 0225-22-4178
 気仙沼支店 気仙沼市八日町二丁目1-11 0226-22-1972

小規模企業共済による支援

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業を止めたり退職した場合に備えて資金を準備しておく、いわば「経営者の退職金制度」です。

○加入できる方及び毎月の掛け金

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社、企業組合、協業組合、農事組合法人等の役員の方々が加入できます。

なお、毎月の掛け金は1,000円から70,000円(500円単位)の間で自由に選ぶことができます。

○共済金の受け取り

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

○共済金の貸付及び貸付条件

納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます(担保・保証人不要)。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

問い合わせ先：中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL 050-5541-7171

最寄りの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業組合、青色申告会及び取引金融機関でも加入申し込みができます。

倒産防止共済

中小企業基盤整備機構による「倒産防止共済制度」は万一取引先事業者が倒産し売掛金等の回収が困難になった場合、資金を借りられる制度です。

○加入できる方及び毎月の掛け金

引き続き1年以上事業を行っている中小企業者の方で法人、個人を問いません。なお、企業組合や協業組合のほか、事業協同組合、商工組合等で共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合も加入できます。

なお、毎月の掛け金は5,000円から80,000円(5,000円単位)の間で自由に選ぶことができます。

○共済金の貸付及び貸付条件

共済に加入後6カ月以上を経過し、取引先事業者が倒産し売掛金債権等の回収が困難になった場合に貸付を受けることができます。貸付金額は、3,200万円を限度とし、共済掛金の10倍までとなります。また、貸付条件は、無利子、無担保、無保証で返還期間は、6カ月の据置期間を含む5年間、毎月均等償還となります。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

最寄りの商工会議所、商工会、宮城県商工会連合会及び宮城県中小企業団体中央会です。なお、取引金融機関でも加入することができます。

【震】経営を継続するために

宮城県中小企業再生支援協議会

経営環境が悪化しつつある県内中小企業の再生を専門家が支援します。

1 協議会の特徴・支援体制

宮城県中小企業再生支援協議会は、産業活力再生特別措置法に基づいて公益財団法人みやぎ産業振興機構内に設置された公的な機関です。

協議会には、企業再生の経験豊かな専門家が常駐し、相談内容に応じた適切なアドバイスを行います。

2 支援内容

県内中小企業からの再生支援に関する相談に応じ、企業の抱える経営課題の解消に向け、経営改善に関するアドバイスを行います。

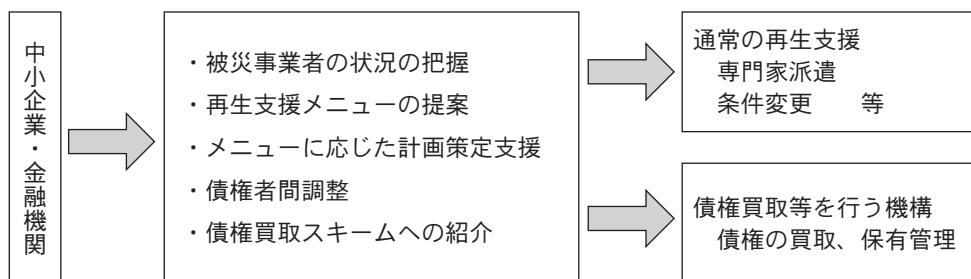
また、相談企業の中から支援対象企業を選定し、再生支援チーム（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等の専門家が参加）を編成のうえ、企業が主体的に行う経営改善計画の策定及び実行を支援します。

3 被災した中小企業への支援内容

債務を抱えたまま被災した事業者の再生を支援するため、相談体制を抜本的に拡充して総合的な窓口を設置し、従来からの計画策定等の支援のほか、債権買取等を行う機構への紹介等を行い、金融機関からの新規融資を受けやすくします。

なお、協議会に相談を行い、協議会の再生計画策定支援を受けた事業者を対象に、事業再生の可能性を判断する間の利子負担を軽減するための利子補給制度が設けられます。

相談体制拡充後の宮城県中小企業再生支援協議会のイメージ



***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県中小企業再生支援協議会

TEL 022-722-3858 FAX 022-227-0187 e-mail : saisei@joho-miyagi.or.jp

※相談料は無料で秘密は厳守します。事前に電話でご予約ください。

食品加工原材料調達支援事業

東日本大震災により農林水産物原料調達先が被災し、代替原料や代替工場、OEM生産などで、継続して市場への商品供給に取り組む企業の掛かり増し経費の一部を支援します。

○食品加工原材料調達支援事業

農林水産物原料調達先の被災により、その原材料調達先を他産地に変更して商品製造を継続するなどにより生じた掛かり増し経費の一部を助成します。

さらに、通常業務体制に復旧するまでの暫定的な経営維持対策として、代替工場やOEM生産などで商品を製造する上で生じる掛かり増し経費の一部を助成します。

【補助内容】

東日本大震災の影響により商品製造にあたって新たに生じた運送費、原材料調達経費などの掛かり増し経費

【補助対象者】

県内水産加工品製造業者、各水産加工関係組合 など

※東日本大震災の影響により、食品加工原材料の調達が困難になり、調達先を変更する必要が生じた事業者や団体、または自社工場復旧の間、他社へ製造委託することとなった事業者など

【補助率等】

補助率：掛かり増し経費の1／2以内

限度額：5,000千円

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県農林水産部 食産業振興課 食ビジネス支援班 食品製造業復興支援チーム

e-mail: s-business@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階

TEL: 022-211-2963

中小企業BC(事業継続)力向上支援事業

企業の事業継続に役立つBCP(※)に意欲的に取り組む企業、団体などに対して、電話による相談対応、出前講座などを実施しています。

※BCP(Business Continuity Plan：事業継続計画)

企業が自然災害やテロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、企業自体の存続や重要な事業の継続・早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や事業復旧方法・手順などを取り決めておく経営計画のこと。

【支援内容】 BCP出前講座(みやぎ出前講座メニュー)

県職員が訪問して、BCPの基礎的内容や、BCPの簡単な取り組み方などについて説明いたします。

(本支援は、企業や団体の勉強会などの機会に御利用いただいています。)

【費用】 無料

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 商工経営支援課 商工経営指導班
〒980-8570 宮城県仙台市本町三丁目8-1 県庁14階
TEL：022-211-2742 e-mail：syokeisiks@pref.miyagi.jp

雇用維持対策事業

○宮城県雇用維持奨励金

東日本大震災(以下「大震災」。)の影響により事業活動の縮小を余儀なくされている事業主に対して、雇用の維持のために、雇用調整(休業、教育訓練又は出向)を実施する際の経費の一部を助成します。

雇用維持奨励金は、国の雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金に上乗せする形で助成する制度です。

1 対象となる事業主

- ① 大震災発生時、宮城県内に雇用保険適用事業所を有し、当該事業所において大震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされたこと。
- ② 平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に、雇用維持のために雇用調整(休業、教育訓練又は出向)を適正に実施したこと。
- ③ 当該雇用調整について、国から雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたこと。

2 奨励金の額

雇用の維持のために行われた休業、教育訓練又は出向に要した費用の10分の1(大企業は9分の1)に相当する額を支給します。

ただし、休業、教育訓練については、1人1日1,000円、出向については、1人1支給対象期132,000円を上限とします。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班

e-mail：koyousu@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2772